



# 山形県公報

令和6年3月15日(金)  
第486号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……221
- 山形県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……222

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……223
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……224
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……225
- 同……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………226

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………同

### 正 誤

## 規 則

山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年3月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「300円」を「1,000円」に改め、同条第3号中「800円」を「2,000円」に改め、同条第4号中「200円」を「1,000円」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第6号**

**山形県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則**

（山形県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立自然公園条例施行規則（昭和34年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第8号の2、第23号の6及び第27号の2中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（山形県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県自然環境保全条例施行規則（昭和48年6月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第168号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 永井医院	永井医院通所介護施設はっぴい 最上郡最上町向町533番地の60	通 所 介 護	令和 6. 3. 31

**山形県告示第169号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人健友会	訪問看護ステーション「かがやき」 酒田市中町三丁目3番18号	介護予防訪問看護	令和 6. 3. 13

**山形県告示第170号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子基準点測量）

**山形県告示第171号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営幕井地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営幕井地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和6年3月22日から同年4月19日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第172号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字山辺字上野1774番1から 同 大寺字諏訪原603番1まで	旧	22.8 <small>メートル</small> } 7.0	<small>メートル</small> 911
東村山郡山辺町大字山辺字上野1774番2から 同 大寺字諏訪原603番1まで	新	23.6 <small>メートル</small> } 14.5	同 上

**山形県告示第173号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字本条55番3から  
同 下条1126番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月28日

**山形県告示第174号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和6年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字菖蒲字道合81番2から 同 北田848番1まで	旧	18.5 <small>メートル</small> } 9.2	<small>メートル</small> 448
西置賜郡白鷹町大字菖蒲字道合81番2から 同 北田855番まで	新	28.2 <small>メートル</small> } 15.8	同 上

**山形県告示第175号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市本町地内外
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年9月15日から令和6年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

**山形県告示第176号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、最上町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡最上町下白川地区
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年10月6日から令和6年3月1日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値図化）

**山形県告示第177号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形河川国道事務所管内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年10月6日から令和6年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、数値図化）

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第4号**

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

令和6年3月15日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和6年3月18日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱の一部改正について
  - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
  - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
  - (4) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (5) 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (6) 教育委員会職員の人事について
  - (7) 教職員の人事について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,625人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 210,151人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	67,533人	上山市	8,256人	南陽市	8,410人
米沢市	21,658人	村山市	6,362人	東村山郡	6,938人
鶴岡市	34,044人	長井市・西置賜郡	14,486人	最上郡	10,054人
酒田市・飽海郡	31,545人	天童市	16,910人	東置賜郡	10,134人
新庄市	9,363人	東根市	13,245人	東田川郡	7,598人
寒河江市・西村山郡	21,275人	尾花沢市・北村山郡	5,926人		

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第1号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月15日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（休憩時間）

第11条の2 医療法（昭和23年法律第205号）第110条及び第123条第1項から第3項までの規定による休憩時間の確保については、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 5. 3. 31	第392号	324	27	1298番 1	1298番23
同	同	同	29	1293番 1	1293番 4

令和6年3月15日印刷 発行所 山形県庁  
令和6年3月15日発行 発行人 山形県